

## 第9 受験上の配慮について

中学校長は、次のいずれかに該当すると認められる者が志願する場合には、平成30年1月5日（金）までに志願予定の高等学校長へ連絡すること。連絡を受けた高等学校長は、平成30年1月17日（水）までに当該中学校長等と協議すること。

手続き等の詳細については、平成29年12月に文書で通知する。

- (1) 身体に障がいがあるため、受験する際に配慮が必要と認められる者
- (2) 帰国・外国人生徒で、受験する際に配慮が必要と認められる者
- (3) その他の事情で、受験する際に配慮が必要と認められる者